令和６年度「ラーケーションの日」に関するＱ＆Ａ

愛知県教育委員会義務教育課

※　下線は、新規のＱ＆Ａ、大きく内容の変わったＱ＆Ａ

【ラーケーションの日全般】

Ｑ１　愛知県は、どうして「ラーケーションの日」を作ったのか。

Ａ１　愛知県「休み方改革」プロジェクトでは、県全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域の活性化を目指している。総務省の調べでは、土曜日に働いている方が約４５％、日曜日に働いている方が約３０％おられ、休みの日に子供と一緒に過ごすことが難しい家庭が少なくない。そうした家庭においても、平日の保護者が休みの日に子供と一緒に学び、活動することができるよう、「ラーケーションの日」を作った。

Ｑ２　児童生徒は「ラーケーションの日」を必ず取得しなければならないのか。

Ａ２　ラーケーションを取得するかどうかは、児童生徒・保護者の判断であり、必ず取得しなければならないものではない。

Ｑ３　児童生徒が長期休業中に「ラーケーションの日」を取得する場合、年に３日の日数に計上するのか。

Ａ３　長期休業中は、登校日※を除いて計上しない。

※　登校日：授業日と定めた登校を要する日（出欠席日数に含まれない、いわゆる「出校日」を除く）

Ｑ４　「ラーケーションの日」の取得は半日や時間単位でも取得可能か。

Ａ４　「ラーケーションの日」の取得は１日単位とし、連続して２日、３日と取得することもできる。

Ｑ５　「ラーケーションの日」に、自宅で活動することも可能か。

Ａ５　「ラーケーションの日」の趣旨に沿った活動ならば、自宅でラーケーションとしての活動をすることも可能である。

<u>Ｑ６　児童生徒や保護者に「ラーケーションの日」を説明する際、特に気を付けたいことは何か。</u>

<u>Ａ６　県教育委員会としては、「家族と共に主体的に校外で学ぶ日」というねらいの部分を大切にした説明をしていただきたい。「ラーケーションの日」について全く説明しないことは、学びの要素の少ない活動につながる恐れがあるため、学校からよりよい活動事例などをお話しいただけるとよい。</u>

<u>令和６年度には、新たに児童生徒用のチラシを作成したので、各校の必要に応じてご活用いただきたい。児童生徒用チラシについては、小学校高学年以上を想定対象としている。</u>

<u>なお、児童生徒に積極的に取得するよう勧める必要はなく、また、できるだけ取得しないように誘導したり、圧力をかけたりすることも適切ではないと考える。</u>

【ラーケーションを取ることができない日】

Ｑ７　「ラーケーションを取ることができない日」の示し方として、「〇月〇日」などの月日を指定する形ではなく、「テスト週間」や「定期テストの日」などの示し方でもよいか。

Ａ７　「ラーケーションを取ることができない日」の示し方は、各市町村（学校）の裁量とする。

Ｑ８　「ラーケーションを取ることができない日」を各市町村（学校）の実情に合わせて設定した結果、児童生徒が取得できる日が年間で数えるほどしかなくなっても問題ないか。

Ａ８　「ラーケーションを取ることができない日」の設定は、設定するかどうかも含めて各市町村（学校）の裁量であるが、特に同一中学校区内の中学校と小学校においては、そのようなことが生じないよう、情報共有をしながら設定することが必要と考える。取得できる日数があまりにも少ない場合は、児童生徒や保護者が疑問を抱くことも想定されるため、児童生徒や保護者が理解できる合理的な理由を説明できるようにする必要がある。

Ｑ９　「定期テストの期間中はラーケーションを取ることができない」とした学校において、「ラーケーションを取れない期間だが、この日しか保護者が休みを取れない」という理由の場合、どのように扱うのか。

Ａ９　「ラーケーションの日」と認めるか、家事都合による欠席とするかは校長判断となるが、家事都合とする場合は、相談があった時点で「『ラーケーションの日』とはならず、家事都合による欠席となる」ことを本人及び保護者に説明し、理解を得る必要があると考える。

Q10　安易な欠席を誘発する可能性があるため、連休の谷間の平日は「ラーケーションを取ることができない日」としてよいか。

A10　「ラーケーションを取ることができない日」は、設定するかどうかも含めて各市町村（学校）の裁量であるが、児童生徒や保護者が理解できる合理的な理由を説明できるようにしておく必要がある。

【給食の取扱い】

Q11　県教育委員会としての、給食の取扱いに対する考え方はどのようか。

A11　令和５年度に、制度がスタートする際は、県から「できる限り食べていない給食費は徴収しない」という考え方を示していたが、保護者・学校・教職員アンケートの結果等を受け、「できる限り保護者の費用負担や、食品ロスを減らしつつ、学校・給食センター・市町村教育委員会に過重負担がかからない方法を工夫する」ことがよいと考える。給食の取扱いについては、各市町村（学校）が、無理なく続けられるルールをご検討いただきたい。

> 例
> ①ラーケーションによる給食カット期限を、食材注文リミットの日にちに合わせる
> ②ラーケーションによる給食カット期限を、「〇日前まで」という常に〆切が動いていくルールから、「前月の〇日まで」という〆切を固定するルールにする　　など

Q12　本市では、給食費を徴収しないのは、「事前に連続した５日以上の欠席が見込まれるとき」となっているため、「ラーケーションの日」は、給食の欠食対応の要件に当てはまらないが、どうすればよいか。

A12　各市町村の給食のルールに従い、判断していただければよい。

Q13　全校の児童数が大変多く、休職者も複数いるため、「ラーケーションの日」を取った児童の欠食対応をすることが難しいが、どうすればよいか。

A13　各市町村（学校）で対応を決めていただければよい。その際は、保護者の理解を得られるよう、丁寧な説明をお願いしたい。

【届け出】

Q14　「ラーケーションカード」は学校に提出させる必要はないということだが、児童生徒や保護者は記入欄に必要事項を書く必要があるのか。

A14　必ずしも「ラーケーションカード」の記入欄に必要事項を書く必要はない。「ラーケーションカード」の目的は、児童生徒と保護者が、「ラーケーションの日」の趣旨や留意点を確認し、「校外での自主学習活動」を計画するために活用してもらうことである。

Q15　「ラーケーションの日」の届け出は、「ラーケーションカード」などの書面で提出させてもよいか。また、その場合、保護者の自署などを求めてもよいか。

A15　届け出の方法については、各市町村（学校）で定めていただければよく、児童生徒・保護者の実情を踏まえて、書面による届け出とすることも考えられる。また、各市町村（学校）で作成した様式で届け出をさせる場合は、保護者の自署を求めることも含めて、各市町村（学校）で判断していただければよい。ただし、ラーケーションカード等を届け出る場面を見たり、見られたりすることを気にする児童生徒もいることが予想されるので、届け出の方法については配慮する必要があると考える。

Q16　「ラーケーションの日」の学びや活動計画について、どこで、何をするのかについても、保護者から届け出させてよいか。また、「体験や探究の学び・活動」からかけ離れている場合は、受理しなくてもよいか。

A16　県教育委員会としては、保護者からの届け出の内容は「いつ取得するか」のみとし、保護者の管理監督のもとで行うラーケーションの活動計画の内容については、児童生徒・保護者に任せることでよいと考えている。しかし、校長判断により、「どこで」「何を学ぶか」についても届け出させることも考えられる。

Q17　学校は届け出を受理したことを保護者に伝えることが望ましいとされているが、書面による届け出の場合、届け出を受け取った時点で受理したことが保護者に伝わったと理解してもよいか。

A17　届け出の方法によらず、届け出を受理したことが直接保護者に伝わることが望ましい。

Q18　届け出の方法は学校が指定することになっているが、アプリやメールの場合、児童生徒による「なりすまし」も考えられる。その対策はどのようにすればよいか。

A18　届け出の方法によらず、届け出を受理したことが保護者に直接伝わることが望ましいと考えており、学校の実情に応じて工夫していただきたい。

Q19　当日や事後の届け出は受理しないこととしてよいか。

A19　事前に「自ら考え、企画する」ものであることから、当日や事後の届け出については受理しない。なお、前日の届け出については可能としている。

Q20　同じ日に多数の児童生徒が「ラーケーション日」を届け出た場合はどのように対応するのか。

A20　「ラーケーションの日」は事前申し出のため、ある程度児童生徒の出席数が把握できることから、状況を踏まえて各学校で判断していただきたい。授業計画の変更が可能な場合は、可能な範囲で調整を行うことも考えられる。

Q21　１人の保護者が５人くらいの児童生徒を引率するような形で「ラーケーションの日」を取りたいと言ってきた場合は、認めてよいのか。

A21　１人の保護者が複数の児童生徒を引率するような形は、「休み方改革」の趣旨とは異なる運用になる。しかし、特別な事情のある保護者もいると考えられるため、校外での学習という目的が明らかである場合は、個別の事情に応じて対応していただければよい。

【取得後の対応等】

Q22　「ラーケーションの日」の学びについて、報告書を提出させたり、振り返りを行わせたりする必要はないか。

A22　県教育委員会としては、報告書を提出させる必要はないと考えているが、学校長の判断で提出させることも可能である。振り返りについては、児童生徒と保護者が、家庭で自主的に行うものでよいと考える。

Q23　「ラーケーションの日」を取った児童生徒に対し、特別な学習上の補充等は行わなくてよいとのことであるが、児童生徒や保護者が、病気等による欠席者よりも手厚い補充等を求めてきたら、どのように対応すればよいか。

A23　「小中学校では病気等による欠席と同様の対応をすることになっている」ことを説明し、理解を求める。

Q24　「ラーケーションの日」の届け出があった日に、保護者と一緒に活動していないことが発覚した場合は、どのように対応すればよいか。

A24　保護者と一緒に活動していないことが保護者の承認のもとで行われたかどうかを、保護者に確認することが望ましい。保護者と一緒に活動していないことが明らかな場合は、「家事都合」での欠席扱いとすることも考えらえる。その上で、保護者に「ラーケーションの日」の趣旨を改めて説明し、今後の協力を依頼する。児童生徒にも「ラーケーションの日」の趣旨を踏まえ、よく考えて行動するように指導する。

【保護者用リーフレット】

Q25　保護者用リーフレットは、更新されるか。

A25　令和６年度用の保護者用リーフレットについては、配布済み。積極的にご活用いただきたい。

Q26　保護者用リーフレットは、いつ頃配布すればよいか。

A26　４月からの実施に間に合うよう、適切なタイミングで配布をお願いしたい。

Q27　「保護者用リーフレット」は、県で印刷して配布してもらえないのか。

A27　「ラーケーションの日」の運用の細部は、各市町村（学校）によって異なるため、それぞれのルール等をリーフレットに掲載して活用できるよう、データでの配布とした。また、Ｗｅｂページ掲載とする市町村（学校）もあると聞いており、市町村向けの印刷は考えていない。

【教職員のラーケーション】

Q28　ラーケーションの対象となる子供がいる教職員も「ラーケーションの日」を取ることはできるのか。

A28　できる。ぜひ積極的に、教職員にも「ラーケーションの日」の取得を働きかけていただくと同時に、教職員全体にも年休取得を呼びかけ、「休み方改革」を進めていただきたい。

Q29　教職員が自分の子供の「ラーケーションの日」のために、何人も同時に休んだ場合、学校の業務に支障が出る可能性がある。そのような場合は、どのように対応するのか。

A29　教職員が自分の子供の「ラーケーションの日」のために休む場合は、年休を取得して学校を休むことになる。このラーケーションによる年休は、従来の年休と同じ扱いである。保護者である教職員自身が「ラーケーションの日」を取得する日を決められるので、できる限り職務に支障をきたさないよう調整を図っていただきたい。

【モデル事業】

Q30　モデル事業を使って配置する校務支援員には、どのような業務を依頼できるのか。

A30　校務支援員の業務は、プリント等の印刷・配付準備、授業等の準備補助等と想定している。また、担任が自分の子供の「ラーケーションの日」のために年休を取得する際は、代替の教員がカバーすることになるが、その代替教員が行うべき事務作業の補助なども想定している。

Q31　校務支援員ではなく、非常勤講師を任用することも可とのことであるが、現在、他の任用区分で働いている非常勤講師の勤務時間を増やすことは可能か。

A31　すでに勤めている非常勤講師の勤務時間を増やし、市町村費による非常勤講師として、ラーケーションによる教職員の負担軽減に係る業務を任せることは可能である。ただし、それぞれの勤務が本来の目的に沿った働き方となるよう留意する必要がある。

Q32　校務支援員や非常勤講師の任用について、勤務時間や報酬単価等の制約はあるか。また、配置人数や時間数はどうなるか。

A32　勤務時間や報酬単価等に制約はない。配置については、各学校に１人、１日４時間で週に２０時間の予算を計上している。市町村の委託料総額の範囲内で、学校及び市町村の実情に応じて任用してもらえばよい。また、学校規模等に応じて、児童生徒数の多い学校の校務支援員の勤務時間数を増やすこともできるので、市町村内で任用時間等を調整していただくことも可能である。

Q33　モデル事業を使って任用する者の勤務地を、学校以外（市町村教育委員会、給食センター等）とすることは可能か。

A33　学校以外での勤務は、学校現場の教職員の負担軽減に直接つながるものではないため不可とする。

Q34　令和５年度は、保護者用リーフレットの印刷に係る需用費なども支出可能であったが、令和６年度のモデル事業でも可能か。

A34　令和６年度は、需用費の支出は不可としている。

Q35　児童生徒の「ラーケーションの日」の取得状況などを管理するためのシステム構築費や、プログラム等のライセンス料を委託料から支出することは可能か。

A35　委託料の対象となるのは、教員の負担軽減のための人件費に必要な事務費に限るため、対象外である。

Q36　モデル事業を行う場合、年度末に「ラーケーションの日」の取得状況などの調査が行われるのか。

A36　モデル事業として実施していただいているため、その成果と課題を検証し、今後の事業実施に役立てる予定である。実際に「ラーケーションの日」を取得するかどうかは児童生徒・保護者の判断であるので、調査の際には、取得状況の多寡にかかわらず、ありのまま回答していただければよいと考えている。調査方法については、令和５年度と同様に、二次元コードを使った方法を予定している。